

臨時的任用教員等教職専門免除申請書 記入上の注意

- 1 志願区分、受験教科(科目等)はプルダウンリストから選択すること。
- 2 本申請書は、受験する志願区分、教科(科目等)にかかわらず、教職専門免除として志願する場合に、次に掲げる経歴について記入すること。職名はプルダウンリストから選択すること。
 - ① 山口県内の公立学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師)又は非常勤講師(非常勤養護教諭を含む。)
 - ② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校(全日制)の臨時的任用教員又は非常勤講師
 - ③ 山口大学教育学部附属学校(小学校、中学校及び特別支援学校)の、任期付教諭、任期付養護教諭、非常勤講師又は非常勤教諭(任期付教諭、任期付養護教諭は臨時的任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。)
 - ④ 他の都道府県における国公立学校(国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)の臨時的任用教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師)。なお、常勤と同様の勤務形態での任用に限る。
- 3 本申請書は、学校名、任用期間及び任命権者が明記された人事異動通知書等の写し(奥書証明は不要、記載順に綴じること)を併せて、出願時に提出すること。

また、任用期間の途中で辞職した場合は、辞職に関する人事異動通知書等の写しも提出すること。

なお、人事異動通知書等の氏名と本申請書の氏名が異なる場合は、確認のため戸籍抄本等も併せて提出すること。
- 4 「在職期間」の欄は、令和4年4月1日から令和7年3月31日の間で古いものから順に人事異動通知書等ごとにプルダウンリストから選択入力すること。
- 5 「臨時的任用教員月数」及び「非常勤講師月数」の欄は自動計算になっているので、正しく記載されているか確認すること。
 - ※ 月に1日でも在職していれば1月とする。
 - ※ 同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とする。
 - ※ 「計」の欄は、臨時的任用教員の在職月数計と非常勤講師の在職月数換算計(非常勤講師在職月数計に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てた月数)の合計。